

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電 話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業振興課） 1

規 則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第29号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「同条第8号リ」を「同条第8号ヌ」に改め、同項第2号中「新たに」を削り、同項第5号ア中「第104条第1項」を「第104条第3項」に改める。

第6条第4項第8号を次のように改める。

(8) 企業立地に伴う地域貢献に関する事項

第20条中「2通」を「1通」に改める。

別表第1の類型Ⅰの部成長産業分野の款中

電気・電子機器製造業（別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）

を

半導体関連産業（別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）

電気・電子機器製造業（別表第3の5の事項に掲げる業種のうち同表の4の

に改め、同款基盤技術産業（別表第3の5の事

事項に掲げる業種を除いたものをいう。次表において同じ。）

項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の5の事項に掲げる業種」を「別表第3の6の事項に掲げる業種のうち同表の4の事項に掲げる業種を除いたもの」に改め、同款食関連産業（別表第3の6の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の6の事項」を「別表第3の7の事項」に改め、同款植物工場（別表第3の7の事項に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「別表第3の7の事項」を「別表第3の8の事項」に改め、同款新エネルギー供給業（別表第3の8の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の8の事項」を「別表第3の9の事項」に改め、同款新エネルギー関連製造業（別表第3の9の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「新エネルギー関連製造業（別表第3の9の事項」を「新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業（別表第3の10の事項」に改め、同款データセンター事業（別表第3の10の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「別表第3の10の事項」を「別表第3の11の事項」に、「10億円」を「20億円」に改め、同項イの次に次のように加える。

ウ 再生可能エネルギー活用型データセンターであること。

別表第1の類型Ⅰの部発展基盤施設分野の款高度物流関連事業（別表第3の11の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「別表第3の11の事項」を「別表第3の12の事項」に改め、同表の類型Ⅱの部市町村連携促進分野の款ⅠT産業（別表第3の12の事項に掲げる業種をいう。次表及び別表第4において同じ。）の項中「別表第3の12の事項」を「別表第3の13の事項」に改め、同款コールセンター事業（別表第3の13の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の13の事項」を「別表第3の14の事項」に改め、同款ア(イ)及びイ(イ)中「5人」を「3人」に改め、同表の備考4の事項中「第2条第1項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表」を「第3条第1項の工場立地調査簿」に改め、同表の備考6の事項中「促進区域」の次に「であって、知事が別に定める区域」を加え、同表の備考に次のように加える。

8 この表において「再生可能エネルギー活用型データセンター」とは、データセンターのうち、当該データセンターで消費する電力の量に占める再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力の量の割合が100分の60以上であると知事が認めるものをいう。

別表第2の類型Ⅰの部成長産業分野の款中

自動車関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの 宇宙・航空機関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの 高機能素材・複合材料関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに定める額を超えるときは、当該(ア)から(ウ)までに定める額） (ア) 雇用増が20人以上50人未満の場合 5億円 (イ) 雇用増が50人以上100人未満の場合 10億円 (ウ) 雇用増が100人以上の場合 15億円 イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）に相当する額（その額が5億円を超えるときは、5億円）	20億円	を	半導体関連産業で、基準Ⅰに該当するもの	億円 イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の6、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の7）に相当する額（その額が5億円を超えるときは、5億円） 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が15億円を超えるときは、15億円） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の6、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の7）に相当する額（その額が5億円を超えるときは、5億円）	に改め、	
自動車関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの 宇宙・航空機関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの 高機能素材・複合材料関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに定める額を超えるときは、当該(ア)から(ウ)までに定める額） (ア) 雇用増が20人以上50人未満の場合 5億円 (イ) 雇用増が50人以上100人未満の場合 10億円 (ウ) 雇用増が100人以上の場合 15	20億円		同款電気・電子機器製造業で、基準Ⅰに該当するものの項及び医薬品製造業で、基準Ⅰに該当するものの項、同款基盤技術産業で、基準Ⅱに該当するものの項並びに同款食関連産業又は植物工場で、基準Ⅲに該当するものの項中「にあっては、投資額の100分の11」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12」に、「にあっては、投資額の100分の6」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の6、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点			

地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の7」に改め、同款新エネルギー供給業で、基準Ⅳに該当するものの項中「にあっては、投資額の100分の6」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の6、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の7」に、「にあっては、投資額の100分の3.5」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の3.5、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の4.5」に改め、同款新エネルギー関連製造業で、基準Ⅴに該当するものの項中「新エネルギー関連製造業」を「新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業」に、「にあっては、投資額の100分の11」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては、投資額の100分の12」に、「にあっては、投資額の100分の6」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の6、環境配慮型工場に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の7」に改め、同款データセンター事業で、基準Ⅵに該当するものの項中「100分の10」の次に「（重点地域特例の場合にあっては、投資額の100分の11）」を加え、「3億円を」を「15億円を」に、「3億円（対象施設が環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。以下この項において同じ。）の場合であって、その額が5億円を超えるときは、5億円）」を「15億円」に、「100分の5」の次に「（重点地域特例の場合にあっては、投資額の100分の6）」を加え、「1億5,000万円を」を「5億円を」に、「1億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合であって、その額が2億5,000万円を超えるときは、2億5,000万円）」を「5億円」に、「4億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合にあっては、7億5,000万円）」を「20億円」に改め、同款本社機能移転事業（設備投資）で、基準Ⅶに該当するものの項中「にあっては、投資額の100分の11」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12」に改め、同部発展基盤施設分野の款自然科学研究所で、基準Ⅸに該当するものの項中「にあっては、投資額の100分の11」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12」に、「にあっては、投資額の100分の6」を「に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の6、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の7」に改め、同款高度物流関連事業で、基準Ⅹに該当するものの項中「にあっては、投資額の100分の11」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当

する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12」に、「にあっては、投資額の100分の6」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の6、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の7」に改め、同表の類型Ⅱの部市町村連携促進分野の款製造業又は植物工場で、基準Ⅺに該当するものの項中「にあっては、投資額の100の9」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の9、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の10」に、「にあっては、投資額の100分の5」を「又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の5、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の6」に改め、同款製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、IT産業又はコールセンター事業で、基準Ⅻに該当するもの

「次のア及びイに定める額の合計額と投資額とのいずれか低い額 ア 投資額の100分の4（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては投資額の100分の5、地域経済牽引事業促進法適用地域特例の場合にあっては投資額の100分の8、環境配慮型工場等に該当する場合であって地域経済牽引事業促進法適用地域特例のときにあっては投資額の100分の9）に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円） イ 雇用増から5人を差し引いた人数（当該人数が零を下回る場合は、零）に50万円を乗じて得た額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）」	補助額の欄のアに定める補助額について、3億円
---	------------------------

を

「次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の4（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては投資額の100分の5、地域経済牽引事業促進法適用地域特例の場合にあっては投資額の100分の8、環境配慮型工場等に該当する	3億円
---	-----

場合及び地域経済牽引事業促進法適用地域特例の場合のいずれにも該当する場合又は重点地域特例の場合にあっては投資額の100分の9、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の10)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)

イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の4(環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の5、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の6)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)

に改め、同表の備考3の事項を

を削り、同表の備考2の事項中「備考6」を「備考5」に改め、「限る。）」の次に「であって、知事が別に定める区域」を加え、同事項を同表の備考3の事項とし、同表の備考1の事項の次に次の1事項を加える。

2 この表において「重点地域特例」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域(前表の備考5に規定する特別対策地域(同表の備考5(2)に掲げる地域又は区域に限る。))内の区域に限る。)であって、知事が別に定める区域における工場等の新設又は増設をいう。

別表第3中9の事項を削り、8の事項を9の事項とし、4の事項から7の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 半導体関連産業

次に掲げる事業をいう。

(1) 半導体の製造に関連する事業であって、次の業種のいずれかに該当するもの

- 1 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 2 その他の生産用機械・同部分品製造業
- 3 電子デバイス製造業
- 4 電子部品製造業
- 5 記録メディア製造業
- 6 電子回路製造業
- 7 ユニット部品製造業

- 8 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 9 電子応用装置製造業
- 10 その他の電気機械器具製造業
- 11 通信機械器具・同関連機械器具製造業
- 12 電子計算機・同附属装置製造業

別表第3中13の事項を14の事項とし、12の事項を13の事項とし、同表11の事項(1)中「若しくは」を「、」に、「いう。）」又は「を「いう。))若しくは危険品倉庫(同令第3条の10第1項に規定する危険品倉庫をいい、半導体製造に関連するものに限る。))又は」に改め、同事項を同表12の事項とし、同表中10の事項を11の事項とし、9の事項の次に次の1事項を加える。

10 新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業

(1) 太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するものをいう。

- 1 発泡・強化プラスチック製品製造業
- 2 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業
- 3 ボイラ・原動機製造業
- 4 一般産業用機械・装置製造業

(2) 次に掲げる業務に係る事業をいう。

ア 電線・ケーブル製造業であって、海底直流送電(海底ケーブルを用いた直流の送電)に関連する業務

イ 基礎素材産業用機械製造業であって、水素等の脱炭素燃料の製造に関連する業務

ウ 船舶製造・修理業、船用機関製造業であって、電気及び水素等の脱炭素燃料の運搬等に関連する業務

別表第3の備考中「6まで、9及び12」を「7まで、10及び13」に改める。

別記第1号様式別紙2の事項(3)中「内容」の次に「(半導体関連産業として認定を受けようとする場合にあっては、製造する主たる製品の名称、納品(予定)先事業者名、半導体の製造との関連性等について記入すること。))」を加え、同様式別紙4の事項(1)の末尾欄外注1の事項中「同条第8号リ」を「同条第8号ヌ」に改め、同様式別紙4の事項(6)中「対象施設が別表第2の備考3に規定する環境配慮型データセンター(投資額が20億円以上のものに限る。))である」を「別表第1の類型Iのデータセンター事業として認定を受けようとする」に改め、同事項(6)ア中「空調設備に通常必要な」を「データセンターで使用する」に改め、同事項(6)イ中「から、別表第2の備考3に規定する自然エネルギーを活用して低減する電力量」を「のうち再生可能エネルギー電気の消費電力量」に改め、同事項(6)に次のように加える。

ウ イ÷ア×100

別記第1号様式別紙8の事項を次のように改める。

8 地域貢献等に関する事項

項 目	実施時期	内 容
生活環境への配慮		
自然環境への配慮		
地域貢献活動		

別記第5号様式4の事項を次のように改める。

4 補助金交付申請額 円
(本社機能移転事業(賃借)にあつては、賃料を基準とする申請額)

別記第5号様式11の事項中「地域貢献」を「地域貢献等」に改め、同事項の末尾欄外注の事項を削り、同様式別紙1中

「

種 別	数 量	金額(千円)	備 考
-----	-----	--------	-----

を

「

投資額の内訳			
種 別	数 量	金額(千円)	備 考

に改め、同様式別紙1の末尾欄外注2の事項中「別表16(一)又は(二)」を「別表16(一)、(二)又は(四)」に改め、同様式別紙3の末尾欄外注の事項中「こと。」の次に「なお、出向者については、「備考」欄に「出向」と記入すること。」を加え、同様式別紙5を次のように改める。

別紙5

地域貢献等に関する事項

項 目	実施時期	内 容
生活環境への配慮		
自然環境への配慮		
地域貢献活動		

別記第7号様式中「㊦」を削り、同様式5の事項中「地域貢献」を「地域貢献等」に改め、同様式6の事項の次に次の1事項を加える。

7 企業立地に係る税の減免額及び国、市町村等からの補助金交付額
別紙4

別記第7号様式別紙3を次のように改める。

別紙3

地域貢献等に関する事項の取組状況

項 目	実施時期	内 容
生活環境への配慮		
自然環境への配慮		
地域貢献活動		

別記第7号様式に次の別紙を加える。

別紙4

企業立地に係る税の減免額及び補助金交付額

1 道税

(単位:千円)

道税の種類	事 業 税	法人道民税	不動産取得税	その他の税	計
年度減免額					
年度減免額					
年度減免額					

2 市町村税

(単位:千円)

市町村税の種類	法人市町村 民 税	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税	事業所税	その他の税	計
年度減免額						
年度減免額						
年度減免額						

3 市町村からの補助金等

(単位:千円)

市町村からの 補 助 金 等	設 備 投 資 等 に 対 す る 補 助	雇 用 増 に 対 す る 補 助	その他の補助 注1	計
-------------------	--------------------------	----------------------	--------------	---

年度交付額				
年度交付額				
年度交付額				

4 国からの補助金等

(単位：千円)

国からの補助金等	設備投資等に対する補助	雇用増に対する補助	その他の補助 注1	計
年度交付額				
年度交付額				
年度交付額				

5 国税（法人税）における特例措置等

(単位：千円)

法人税の課税特例	特別償却 注2	税額控除	計
年度減免額			
年度減免額			
年度減免額			

注1 立地計画に係る工場等の緑化に関する補助、電気料金、通信料金等の運営費に対する補助などの支援額を記入すること。

注2 立地計画に係る特別償却限度額×法人税率を記入すること。

別記第8号様式6の事項の次に次の1事項を加える。

7 企業立地に係る税の減免額及び国や市町村等からの補助金交付額
別紙3

別紙第8号様式別紙2を次のように改める。

別紙2

地域貢献等に関する事項の取組状況

項目	実施時期	内容
生活環境への配慮		
自然環境への配慮		
地域貢献活動		

別紙第8号様式に次の別紙を加える。

別紙3

企業立地に係る税の減免額及び補助金交付額

1 道税

(単位：千円)

道税の種類	事業税	法人道民税	不動産取得税	その他の税	計
年度減免額					
年度減免額					
年度減免額					

2 市町村税

(単位：千円)

市町村税の種類	法人市町村 民税	固定 資産税	都市 計画税	事業所税	その他の税	計
年度減免額						
年度減免額						
年度減免額						

3 市町村からの補助金等

(単位：千円)

市町村からの補助金等	設備投資等に対する補助	雇用増に対する補助	その他の補助 注1	計
年度交付額				
年度交付額				
年度交付額				

4 国からの補助金等

(単位：千円)

国からの補助金等	設備投資等に対する補助	雇用増に対する補助	その他の補助 注1	計
年度交付額				
年度交付額				
年度交付額				

5 国税（法人税）における特例措置等

(単位：千円)

法人税の課税特例	特別償却 注2	税額控除	計
年度減免額			
年度減免額			
年度減免額			

注1 立地計画に係る工場等の緑化に関する補助、電気料金、通信料金等の運営費に対する補助などの支援額を記入すること。

注2 立地計画に係る特別償却限度額×法人税率を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第6条第1項の規定により同項に規定する立地計画を知事に提出した事業者についての同項の認定及び同規則第12条第1項の規定による補助金の交付については、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。